丁業統計調査について

1 調査の目的

工業統計調査は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とする。

2 調査の根拠

工業統計調査は、統計法(昭和22年法律第18号)に基づく「指定統計調査」(指定統計第10号)であり、工業統計調査規則(昭和26年通商産業省令第81号)によって実施される。

3 調査の期日

平成14年工業統計調査は、平成14年12月31日現在で実施した。

4 調査の範囲

日本標準産業分類(平成14年総務省告示第139号)に掲げる「大分類 F-製造業」に属する事業所(国に属する事業所を除く)である。

なお、西暦末尾 0、3、5、8 年については全ての事業所を、それ以外の年は従業者4人以上の事業所を調査の対象としている。

5 調査の方法

調査単位は個々の事業所であり、調査の種類は従業者30人以上の事業所については「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所については「工業調査票乙」を用い、申告者(事業所の管理責任者)の自計申告により行っている。

6 集計について

平成14年工業統計調査における「工業調査票 甲」及び「工業調査票 乙」の従業者4人以上の事業所について、 機械集計したものである。

なお、休業及び操業準備中、操業開始後未出荷の事業所は集計対象から除いている。

7 平成14年調査の変更点

(1) 調査方法の変更

平成14年調査から、西暦末尾 1、2、4、6、7、9 年の調査方法が次のとおり変更された。

変更前	従業者4人以上の事業所及び従業者3人以下の事業所のうち特定業種(小規模事業所の多い
	業種)に該当する事業所を対象に調査を実施。
変更後	従業者4人以上の事業所を対象に調査を実施。

また、県が独自で実施してきた3人以下の事業所の調査についても、平成14年調査から実施していない。 このため、この報告書は従業者4人以上の事業所についての集計となっており、平成13年以前の数値につい ても、平成14年値との比較のために従業者4人以上の事業所の集計値に統一した。

(2) 産業分類及び商品分類の変更

「日本標準産業分類」の第11回改訂に伴い、平成14年調査から工業統計調査用産業分類及び商品分類が改訂された。主な改訂内容は次のとおりである。

産業中分類新旧対照表



- (ア) 「もやし製造業」が大分類『F-製造業』から『A-農業』へ移動した。
- (イ) 「新聞業」及び「出版業」が大分類『F-製造業』から『H-情報・通信業』へ移動した。
- (ウ) 「電気機械器具製造業」が「電気機械器具製造業」「情報通信機械器具製造業」「電子部品・デバイス製造業」に3分割された。
- (工) 「武器製造業」が「その他の製造業」へ統合された。

この報告書は、日本標準産業分類の変更により、平成12年値及び平成13年値を平成14年産業分類に組み替えており、前年比等についても組み替えたもので計算している。

ただし、時系列データ(1)について、新分類で『製造業』から移動した産業は平成13年以前の数値に含まれている。

- 1:「調査結果の概要」のうち、下記の表又は図に用いている平成13年以前の数値。
 - 「図1 主要調査項目対前年比の推移」
 - 「表1 本県工業の主な指標の経年変化」
 - 「図2-1 事業所数・従業者数・現金給与総額・原材料使用額等指数の推移」
 - 「図2-2 製造品出荷額等・生産額・付加価値額・投資総額指数の推移」
 - 「図6 生産額、原材料使用額等、付加価値額、現金給与総額の推移」
 - 「表12 生産額、原材料使用額等、付加価値額、現金給与総額の推移」

8 用語等の説明

- (1) 事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造または加工を行っているものをいう。
- (2) 従業者とは、常用労働者、個人事業主及び無給の家族従業者と臨時雇用者の計をいうが、統計表でいう従業者数は、臨時雇用者を除いたものである。

常用労働者とは、次のいずれかの者をいう。

- (ア) 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者。
- (イ) 日々又は1か月以内の期間を決めて雇われた者のうち、11月と12月にそれぞれ18日以上雇われた者。
- (ウ) 人材派遣会社からの派遣従業者、親会社などからの出向従業者などで、上記(ア)、(イ)に該当する者。
- (エ) 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。
- (オ) 常時就業している個人事業主の家族のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。

家族従業者とは、業務に従事している個人事業主とその家族で無報酬で常時就業している者をいい、実務 にたずさわっていない個人事業主とその家族で手伝い程度の者は含まない。

臨時雇用者とは、常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

(3) 現金給与総額は、常用労働者に対し支給された現金給与(常用労働者に対する退職金、解雇予告手当並び に常用労働者に含まれない臨時及び日雇の者に対する諸給与を含む。)の総額であり、現物給与は含まない。